

祭典推進法に規定される基本計画策定に向けたスケジュール

※一般的に法律成立後、最初の計画が策定されるまで1年程度を要する。平成30年度内に計画策定（閣議決定）を目指す場合、想定されるスケジュールは以下の通り。

平成30年

○6月13日 法律の公布・施行／各省に情報提供、地方公共団体・芸術団体に通知発出

○9月3日 第1回祭典推進会議

○9月中旬～11月上旬 祭典推進会議の幹事会による有識者ヒアリング（2～3回、計9名程度）

（10月 文化庁組織改編）

○11月中旬～11月下旬 骨子案の作成

○12月上旬 第2回祭典推進会議（骨子案の審議）

平成31年

○1月中 パブリックコメントの実施

○3月 文化審議会へ報告

○3月末 閣議決定

※遅くとも平成32年度概算要求の検討に間に合うよう、5月中の決定を目指す。